

令和3年3月25日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

世田谷区高齢福祉部介護保険課長  
瀬川 卓良

指定居宅介護支援事業所における管理者要件の遵守について

日頃より、世田谷区の介護保険事業にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。  
今般、「世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第30号）」を改正しました。改正後の人員配置基準に係る規定は令和3年4月1日から施行します。

指定居宅介護支援事業者は、令和3年4月1日以降、下記の要件を満たした管理者を配置する必要がありますのでご確認ください。

記

1. 常勤の管理者の配置（条例第6条第1項）

指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2. 主任介護支援専門員である管理者の配置（条例第6条第2項）

管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。

3. 管理者要件に係る経過措置（条例附則第2項）

令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である指定居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、令和9年3月31日までの間、当該主任介護支援専門員でない管理者を引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。

（注意） 当該主任介護支援専門員でない管理者が、令和3年4月1日以降に管理者でなくなる場合は、原則どおり、主任介護支援専門員を新たな管理者として配置してください。

4. やむを得ない理由がある場合の取扱い（条例第6条第2項ただし書、通知）

令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由があり、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合については、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とすることができる。

(※)「不測の事態」に該当する主な例

- ・管理者本人の死亡、長期療養など、健康上の問題の発生
- ・急な退職や転居

(注意) 上記「やむを得ない理由がある場合の取扱い」の適用を受けるためには、主任介護支援専門員を管理者とすることができなくなった理由と、主任介護支援専門員である管理者を確保するための計画書を提出する必要があります。

なお、「やむを得ない理由がある場合の取扱い」の適用を受け、主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とすることができるのは、最長1年間です。

詳細については、個別にお問い合わせください。

#### 5. 休止中の事業所が再開する場合について

現在休止中の事業所が令和3年4月1日以降に事業を再開する場合は、休止届出時点で管理者であった介護支援専門員または主任介護支援専門員を再開後の管理者として配置してください。

条例 世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成30年3月世田谷区条例第30号)  
通知 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について(通知)(令和2年6月5日付け老振発0605第2号)

(問合せ先)

世田谷区高齢福祉部介護保険課  
事業者指定・指導担当  
電話番号 03-5432-2294